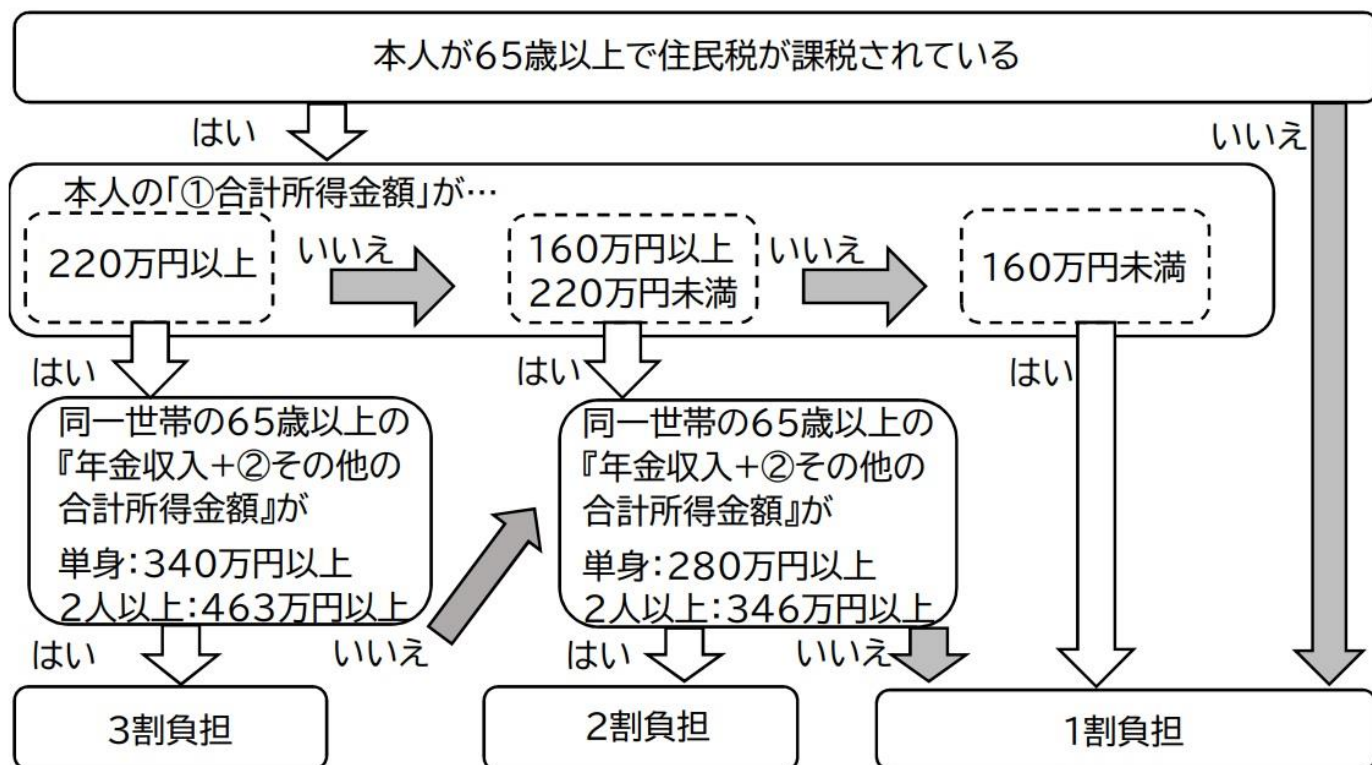


自己負担割合の判定基準について

■第1号被保険者（65歳以上の方）の場合

介護保険サービスの自己負担割合は、前年の「本人の合計所得金額」、「世帯の人数」、「世帯の所得等の状況」によって決定するため、同じ世帯でも、それぞれ自己負担割合が違ふことがあります。



①合計所得金額…収入から公的年金控除、給与所得控除、必要経費、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した後
に、基礎控除・人的控除等を控除する前の所得金額です（平成30年度税制改正に対応するための額を調整）。

②その他の合計所得金額…合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額です。

■第2号被保険者（65歳未満の方で一定の疾病（特定疾病）をお持ちの方）の場合

所得の状況などにかかわらず、一律で1割の自己負担割合となります。